

平成 25 年 7 月 5 日

総務省総合通信基盤局  
電波部電波環境課 御中

郵便番号 105-7317  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7316  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏名 ソフトバンクテレコム株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7304  
住所 東京都港区東新橋一丁目 9 番 1 号  
氏名 ソフトバンクBB株式会社  
代表取締役社長兼 CEO 孫 正義

当該意見募集に関しまして、今回このような意見募集の機会を設けていただいたことに、厚く御礼申し上げます。

「人体に近接して使用する無線設備への比吸収率測定の実施等に向けた制度整備案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

尚、問い合わせ等は、下記連絡先で対応致しますので、よろしくお願い致します。

(連絡先)

電話番号

電子メール

## 意見書

### 1. BODY SAR 周知の要望

BODY SAR 基準は、測定方法が国際標準化されたことを踏まえて、日本でも測定方法の制度化が今回導入されるものです。

携帯電話端末等の電波が人間の健康に悪影響を及ぼす誤解を与えないよう、電波の安全性に関して国としても周知していただくことを要望致します。

### 2. 工事設計書記載事項に関する要望

今回の「特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令案」では、別表第二号第一の工事設計書「6. 添付図面等」は「送信空中線と人体との距離が20センチメートル以内となる状態で通常使用する時の無線設備と人体との位置関係について記した図面」を添付することとありますが、当該無線設備の使用方法を明示した取扱説明書等、図面以外の資料も添付できるよう要望致します。

### 3. 経過措置の要望

携帯電話端末等の無線局は、国際的な無線通信規則に合わせて日本においてもスプリアス発射の強度の許容値が改正となり、平成17年12月1日に施行されました。それまでに製造・販売されていた携帯電話端末は、施行の日から平成19年11月30日まで(2年間)は旧規定による免許取得ができることとし、旧規定により開設された旧スプリアス適合携帯電話端末の利用期限は施行日から10年後の平成27年11月30日とされました。

旧スプリアス規定の携帯電話端末は、経過措置として平成27年11月30日の利用期限までに再認証を完了されるべく手続き中のものもあり、今回更にBODY SAR制度がこの経過措置までに施行される場合、関係製造事業者・電気通信事業者へ与える影響が極めて甚大であるため、BODY SAR制度に経過措置を設けるか、BODY SAR施行日を平成26年4月1日から平成27年12月1日以降とするべきであると考えます。

### 4. 同一認証番号化の要望

基準認証制度の見直し(平成23年12月16日施行)により、新工事設計は既工事設計を包含していることにより同一認証番号とすることが可能になりましたが、BODY SARの新たな工事設計書により検査が追加されますが、同一認証番号となるよう認証機関への周知徹底を要望致します。

以上